

反社会的勢力の排除

1. 私は、次の各号の事項について表明し、かつ、将来にわたり保証します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）でないこと
- (2) 自らまたは第三者を利用して、暴力、脅迫、威力または詐欺的言動その他違法ないし不当な言動を行わないこと
- (3) 反社会的勢力との関係を遮断し、公共の信頼を維持し、適切かつ健全に業務を遂行すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
- (5) 反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有しないこと
- (6) 反社会的勢力が自身の就業を支配し、または自身の就業に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
- (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

2. 私は、第1項において表明・保証した事項に反する事実が判明した場合、または発生した場合には、貴社との雇用契約が結ばれず、または解雇その他一切の処分を受けたとしても、何ら異議を申し立てません。

3. 私は、第1項において表明・保証したことの全部または一部が虚偽もしくは事実と反することにより、貴社に何らかの損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

以上